

## 令和8年度うまみだけ販売力強化等事業委託業務審査基準

### 一次審査(審査委員会事務局による審査／書類のみ)

提案競技への参加者が5者以上となった場合に、審査委員会を円滑に行うため審査委員会による審査(以下「二次審査」という。)に先立ち、審査委員会事務局(おおいたブランド推進課)にて書類による一次審査を行い、二次審査への参加者を上位4者に選抜するもの。

※以下の手順で実施

- (1) 二次審査の審査基準に準じて事務局(おおいたブランド推進課)にて書類審査を実施
- (2) 上位4者を選抜し委員長による決裁
- (3) 一次審査の結果は二次審査に影響を及ぼさない

### 二次審査(審査委員会による審査／プレゼンテーション及びヒアリングの実施)

- (1) 審査基準は下記表のとおりとする
- (2) 各項目5点満点で採点し、項目に応じ加重する(100点満点)  
(5点:特に優れている、4点:優れている、3点:ふつう(標準)、2点:やや劣っている、1点:劣っている、0点:仕様書の要求を満たさない)
- (3) 採点の結果、委員全員の合計点が満点の6割以上で、かつ、各審査員の最高得点を取った数が最も多い者を委託候補者として選定する。
- (4) 最高得点を取った数が最も多い者が複数であった場合は、各審査員の評価を総合的に勘案し、審査委員会における協議を経て、本業務に最も適した提案者を選定する。

評価項目	評価事項	審査点 (ア)	重み (イ)	配点 (ア)×(イ)
(1) 目的、趣旨との整合性	・事業の目的及び趣旨との整合性がとれているか。 ・ターゲット選定(年齢層等)が明確になっているか。	5	4	20
(2) 内容の妥当性	・仕様書に記載された項目が反映された内容となっているか。 ・販路の拡大が期待できる内容となっているか。	5	3	15
(3) 内容の独創性	・事業認知度を高めるための工夫がされているか。 ・効果的、効率的なメディアミックスが選択されているか。	5	2	10
(4) 実施方法および実施体制の妥当性	・実施方法が具体的かつ、実現可能なものとなっているか。 ・効果的・効率的なスケジュールとなっているか。 ・事業遂行可能な人員の確保がなされているか。 ・手法、日程等に無理がないか。 ・関連機関との協力体制構築のためのネットワークを有しているか。	5	3	15
(5) 目標設定、効果等検証	・事業の波及効果が見込まれるか。 ・事業終了後も事業実施効果及び定着が見込まれるか。 ・KPIが具体的に設定され、達成が見込まれるか。	5	4	20
(6) 実績の有無	・過去の官公庁との契約実績はどの程度のものか。 ・当該事業と同様の過去の契約実績はどの程度のものか。	5	2	10
(7) 見積価格	・算定根拠が明確に示され、妥当な内容になっているか。	5	2	10
合計(満点)				100